

岡山市工事成績評定活用基準

令和6年3月29日財政局長決裁

令和6年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が締結した工事請負契約の相手方（以下「施工業者」という。）に対し、市長が、岡山市工事検査規程（昭和53年市訓令甲第2号。以下「規程」という。）第16条に規定する工事成績評定表（以下「工事成績評定表」という。）の評定結果（以下「工事成績評定点」という。）に基づき、指名留保又は表彰及び表彰に伴う優遇措置を行う場合の基準を定めるものとする。

第2条 削除

(施工業者への通知等)

第3条 監理検査課長は、施工業者に対し、文書により当該工事の工事成績評定点を通知するものとする。

(委員会への報告)

第4条 監理検査課長は、施工業者の工事成績評定点が57点未満のときは、当該工事の名称、施工業者の商号又は名称、当該評定点の理由その他の必要事項を契約課長に報告するものとする。

2 契約課長は、前項の報告があったときは、速やかに岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成13年市訓令甲第41号）に規定する岡山市競争入札参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

(指名留保の基準)

第5条 岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）第9条第1項第9号の規定により、指名を留保することができる場合及びその期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指名留保の適用範囲については、建設工事に限る。

(1) 54点以上57点未満の工事を行ったとき。 1月間

(2) 52点以上54点未満の工事を行ったとき。 2月間

(3) 47点以上52点未満の工事を行ったとき。 3月間

(4) 47点未満の工事を行ったとき。 6月間

2 前項の場合において、当該工事に関して指名停止を受けたことにより工事成績評定表中法令遵守等の考査項目で減点がある場合の指名留保の期間は、当該指名停止の期間を前項各号の期間から差し引きし、その残存期間を指名留保するものとする。

(表彰対象候補者)

第6条 前年度中に検査を終了した工事のうち、次の各号に定める部門ごとに工事成績評定点の上位5%以内に該当する工事の施工業者（同じ工事成績評定点の施工業者が複数ある場合は、5%の範囲を超える場合も対象とする。）を表彰対象候補者とするものとする。ただし、工事成績評定点が該当部門の工事成績評定点の平均点に5点を加えた点以上でなければ、表彰対象候補者とししないものとする。

- (1) 土木工事部門（許容価格500万円以上2,500万円未満）
- (2) 土木工事部門（許容価格2,500万円以上5,000万円未満）
- (3) 土木工事部門（許容価格5,000万円以上）
- (4) 建築工事部門（許容価格500万円以上）
- (5) 舗装工事部門（許容価格500万円以上）
- (6) その他工事部門（許容価格500万円以上。体育施設工事、交通安全施設工事を含む。）

2 前項の場合において、当該工事が次に該当する工事である場合を除く。

- (1) 解体工事
- (2) しゅんせつ工事
- (3) 単価契約である工事
- (4) 概算契約である工事
- (5) 本体工事に附帯する随意契約による工事（本体工事が岡山市発注以外の工事を含む。）
- (6) 合併工事において、付随する工事（当初の設計金額が大きい工事を主たる工事とし、主たる工事以外を合併工事に付随する工事とする。この場合において、表彰の判断は主たる工事の評定点で行うものとする。）

3 第1項の場合において、当該工事を施工した者が、当該表彰の前年度から表彰決定までの間に指名停止（委員会の審査の日までに、指名停止基準第6条により当該指名停止が解除された場合を除く。）又は指名留保（指名停止基準第9条第1項第12号及び第

13号を除く。)を受けているときは、表彰対象候補者とししないものとする。

(表彰)

第7条 契約課長から前条に該当するとして報告を受けた委員会は、審査の結果、岡山市優良工事施工業者表彰基準の規定に該当すると認めるときは、当該工事の施工業者を市長に優良工事施工業者として表彰推薦することができるものとする。

2 市長は、委員会から前項の規定に基づく表彰推薦を受けたときは、当該優良工事施工業者を表彰することができるものとする。

(優遇措置)

第8条 前条第2項に規定する優良工事施工業者表彰の受賞が決定した施工業者に対しては、次に掲げる優遇措置を講じるものとする。優遇措置の期間は、表彰を決定した日の属する年の7月1日から翌年の6月30日までとする。

(1) 許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。以下同じ。）

10億円未満の一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格要件で定められた等級が当該施工業者の等級よりも1ランク上の工事までの入札参加を認める。ただし、表彰対象となった工事の業種に限る。

(2) 岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（以下「設定に関する要綱」という。）第3条第1項第11号に規定する大型工事（許容価格1億5,000万円以上10億円未満の工事をいう。ただし、岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱（以下「共同請負制度取扱要綱」という。）の適用を受ける工事を除く。）の手持ち工事の状況による制限（3件まで）を6件までに緩和（市外業者及び準市内業者を除く。）する。

2 前項の規定にかかわらず、表彰式から優遇措置期間中に、施工業者が次に掲げる事項に該当したときは、当該優遇措置は終了するものとする。

(1) 一の指名停止の期間が、3月以上の指名停止を受けたとき。

(2) 工事成績評定点が57点未満の評定点を受けたとき。ただし、当該工事に関して工事成績評定表中法令遵守等の考査項目で減点がある場合は、その減点を除いた評定点で判断する。

(3) その他優良工事施工業者としてふさわしくないと認められるとき。

3 市長は、前項第1号の規定に基づき指名停止を受けたことを理由として優遇措置が終了した者が、指名停止基準第6条の規定により優遇措置終了の原因となった指名停止を解除された場合は、当該指名停止が解除されたときから再度優遇措置を講じることができるものとする。この場合において優遇措置の期間は、終了した優遇措置の残期間とする。

(共同企業体に対する適用の特例)

第9条 共同請負制度取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の施工に係る工事成績評定点については、当該共同企業体の各構成員の工事成績評定点とみなしてこの基準の規定を適用する。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行の日以後の完成工事に係る工事成績評定から適用し、同日前の完成工事に係る工事成績評定については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この基準は、平成13年7月1日以後の完成工事に係る工事成績評定から適用する。

附 則

この基準は、平成17年3月22日から施行する。ただし、岡山市御津支所及び岡山市灘崎支所において指名選定し発注する当該所管区域内における工事請負契約に係るものについては、平成18年6月30日までの間適用しない。

附 則

この基準は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に契約を締結した建設工事に係る工事成績評定から適用し、同日前に契約を締結した建設工事に係る工事成績評定については、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成21年5月14日から施行する。
- 2 この基準は、平成20年10月1日以後に優遇措置が終了したものから適用し、同日前に優遇措置が終了したものについては、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に完工する工事から適用する。

(経過措置)

- 2 施行日前に優遇措置を受けていた者の優遇措置については、当該優遇措置期間が終了するまでは、従前の例による。（以下「経過措置」という。）
- 3 改正前の岡山市工事成績評定基準第2条に基づく平成23年3月31日までに検査を終了する建設工事に係る累積点（0点以上9点未満のものに限る。）を有している施工業者については、当該業者が受注した平成23年4月1日から平成24年3月31日までに検査を終了する建設工事のうち、最も高い工事成績評定点の工事の工事成績評定点に当該累積点を加算する。ただし、工事成績評定点と当該累積点の合計が100点を超

えるときは100点とする。

(代替優遇措置)

4 施行日前に優遇措置を受けていた者が、施行日以後に完工する工事により優遇措置の対象となった場合は、第8条第1項第1号の規定に代えて設定に関する要綱第4条別表第1に定める一段階広域のエリアの工事までの入札参加を認める。ただし、表彰対象となった工事の業種に限る。(以下「代替優遇措置」という。)

5 前項に定める代替優遇措置により工事を1件受注した場合には、代替優遇措置は終了する。

(経過措置及び代替優遇措置の終了)

6 経過措置及び代替優遇措置を受けていた者が、第8条第2項又は同条第3項の規定に該当したときは、同条第2項及び同条第3項を準用する。

附 則

この基準は、平成23年10月4日から施行し、改正後の岡山市工事成績評定活用基準の規定は、平成23年4月1日以後に完工した工事から適用する。

附 則

この基準は、平成23年12月21日から施行し、改正後の岡山市工事成績評定活用基準の規定は、平成23年4月1日以後に完工した工事から適用する。

附 則 (平成25年3月22日財政局長決裁)

この基準は、平成25年4月1日以後に完工する工事から適用する。

附 則 (平成28年3月18日財政局長決裁)

この基準は、平成28年4月1日以後に完工する工事から適用する。

附 則 (平成29年3月31日財政局長決裁)

この基準は、平成29年4月1日以後に完工する工事から適用する。

附 則 (令和4年3月29日財政局長決裁)

この基準は、令和4年4月1日以後に完工する工事から適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、改正後の岡山市工事成績評定活用基準の規定は、令和5年4月1日以後に完工した工事から適用する。